

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年9月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 乗車券</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第2節の2 回数券(第11条の3—第11条の8)</p> <p>第2節の3から第9節まで (略)</p> <p>第3章から第5章まで (略)</p> <p>附則</p> <p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第4条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、必要があると認める場合は、その他の場所で発売することがある。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 乗車券</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第2節の2 <u>回数券等</u>(第11条の3—第11条の8)</p> <p>第2節の3から第9節まで (略)</p> <p>第3章から第5章まで (略)</p> <p>附則</p> <p>(乗車券の発売場所)</p> <p>第4条 乗車券<u>(京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券(以下「敬老乗車券」という。))を除く。</u>の発売場所は、次のとおりとする。ただし、必要があると認める場合は、その他の場所で発売することがある。</p> |

| 乗車券の種類 | 発売場所 |
|--------|----------------------------------|
| 片道普通券 | — |
| 回数券 | 自動車部営業所（以下「営業所」という。）、案内所及び定期券発売所 |
| 定期券 | 営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所 |

（乗車券の券面表示事項）

第5条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。ただし、管理者が特に認めた場合は、その一部を省略し、又は必要な事項を加えることがある。

(1)から(7)まで (略)

(様式)

第5条の2 乗車券の様式は、別に定める。

第2節の2 回数券

(回数券の使用方法)

第11条の5 回数券は、旅客が乗車する区間に対応する片道普通券による旅客運賃の額に相当する券面に表示された金額に対応する枚数の券片をもって、その券面表示事項に従って使用することができる。

2 削除

3 回数券の券面表示金額と旅客が乗車する

| 乗車券の種類 | 発売場所 |
|--------|----------------------------------|
| 片道普通券 | — |
| 回数券 | 自動車部営業所（以下「営業所」という。）、案内所及び定期券発売所 |
| 定期券 | 営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所 |

（乗車券の券面表示事項）

第5条 乗車券（敬老乗車券を除く。）の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。ただし、管理者が特に認めた場合は、その一部を省略し、又は必要な事項を加えることがある。

(1)から(7)まで (略)

(様式)

第5条の2 乗車券の様式は、別に定める。

第2節の2 回数券等

(回数券等の使用方法)

第11条の5 回数券は、旅客が乗車する区間に対応する片道普通券による旅客運賃の額に相当する券面に表示された金額に対応する枚数の券片をもって、その券面表示事項に従って使用することができる。

2 回数券の券面表示金額と旅客が乗車する

区間の旅客運賃の額とに差額が生じた場合において、当該回数券の券面表示金額が旅客運賃の額に満たないときはその差額を徴収し、券面表示金額が旅客運賃の額を超えるときはその差額は還付しない。

4 回数券は、旅客が京阪バス株式会社、京都バス株式会社、京阪京都交通株式会社、阪急バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都京阪バス株式会社、株式会社ヤサカバス又は公益財団法人きょうと京北ふるさと公社の乗合自動車に乗車する際にも使用することができる。

(回数券による旅客運賃の払戻し)

第11条の7 回数券を所持する旅客は、当該回数券が不要となった場合は、これを提出して既納の旅客運賃の額（既に使用済みの券片がある場合は、既納の旅客運賃の額から既に使用済みの券片の券面表示金額の合計額を差し引いた額）の払戻しを請求することができる。

2 削除

3 (略)

4 (略)

(一日乗車券カードによる旅客運賃の額)

第11条の9 一日乗車券カードによる旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

区間の旅客運賃の額とに差額が生じた場合において、当該回数券の券面表示金額が旅客運賃の額に満たないときはその差額を徴収し、券面表示金額が旅客運賃の額を超えるときはその差額は還付しない。

3 回数券は、旅客が京阪バス株式会社、京都バス株式会社、京阪京都交通株式会社、阪急バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都京阪バス株式会社、株式会社ヤサカバス又は公益財団法人きょうと京北ふるさと公社の乗合自動車に乗車する際にも使用することができる。

4 第1項及び第2項の規程は、敬老乗車券の使用において準用する。

(回数券等による旅客運賃の払戻し)

第11条の7 回数券を所持する旅客は、当該回数券が不要となった場合は、これを提出して既納の旅客運賃の額（既に使用済みの券片がある場合は、既納の旅客運賃の額から既に使用済みの券片の券面表示金額の合計額を差し引いた額）の払戻しを請求することができる。

2 敬老乗車券による旅客運賃の払戻しについては、別に定める。

3 (略)

4 (略)

第11条の9 削除

(1) 大人 700 円

(2) 小児 350 円

(一日乗車券カードの通用期間)

第 11 条の 10 一日乗車券カードの通用期間は、特に定める場合のほか、これを制限しない。

(特定割引回数券による旅客運賃の額)

第 50 条の 5 特定割引回数券による旅客運賃の額は、10 円券 21 枚につき 200 円とする。

2 第 11 条の 3 に掲げる回数券は、これを特定割引回数券として使用することができる。

(乗車証の所持)

第 61 条 条例第 12 条第 1 項第 3 号の旅客は、京都市敬老乗車証条例第 2 条第 1 号に規定する第 1 種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）を所持しなければならない。

2 (略)

(乗車券の無効及び回収)

第 64 条 乗車券を所持する旅客が次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券を無効として回収する。ただし、当該旅客に悪意がないことが証明できる場合は、この限りでない。

(1) 券面表示事項又は裏面の磁気情報をぬり消し、又は改変して乗車券を使用した

(一日乗車券カードの通用期間)

第 11 条の 10 一日乗車券カードの通用期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(特定割引回数券による旅客運賃の額)

第 50 条の 5 特定割引回数券による旅客運賃の額は、10 円券 21 枚につき 200 円とする。

2 第 11 条の 3 に掲げる回数券及び敬老乗車券は、これを特定割引回数券として使用することができる。

(乗車証の所持)

第 61 条 条例第 12 条第 1 項第 3 号の旅客は、京都市敬老乗車証条例第 2 条に規定する第 1 種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）を所持しなければならない。

2 (略)

(乗車券の無効及び回収)

第 64 条 乗車券(敬老乗車券を除く。)を所持する旅客が次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券を無効として回収する。ただし、当該旅客に悪意がないことが証明できる場合は、この限りでない。

(1) 券面表示事項又は裏面の磁気情報をぬり消し、又は改変して乗車券を使用した

とき。

- (2) 使用資格を偽って通学定期券又は通勤通学定期券を購入し、及び使用したとき。
- (3) 定期券（通勤定期券及び全線定期券を除く。）を記名人以外の者が使用したとき。
- (4) 通学定期券又は通勤通学定期券をその使用資格を失った後に使用したとき。
- (5) 通用期間の開始の前日に有効とならない定期券を当該通用期間の開始の前日に使用したとき。
- (6) 通用期間の満了後の定期券を使用したとき。
- (7) 定期券（全線定期券を除く。）を指定乗車区間外の区間における乗車又は指定乗車経路若しくは指定運行系統によらない乗車に使用したとき。
- (8) 一度使用した普通券又は回数券を使用したとき。
- (9) 乗継券をその発行を受けた者以外の者が使用したとき。
- (10) 乗車開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (11) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、旅客が偽造した乗車券を使用した場合に準用する。

（敬老乗車証の無効及び回収）

第64条の2 次の各号の一に該当するとき

とき。

- (2) 使用資格を偽って通学定期券又は通勤通学定期券を購入し、及び使用したとき。
- (3) 定期券（通勤定期券及び全線定期券を除く。）を記名人以外の者が使用したとき。
- (4) 通学定期券又は通勤通学定期券をその使用資格を失った後に使用したとき。
- (5) 通用期間の開始の前日に有効とならない定期券を当該通用期間の開始の前日に使用したとき。
- (6) 通用期間の満了後の定期券を使用したとき。
- (7) 定期券（全線定期券を除く。）を指定乗車区間外の区間における乗車又は指定乗車経路若しくは指定運行系統によらない乗車に使用したとき。
- (8) 一度使用した普通券又は回数券を使用したとき。
- (9) 乗継券をその発行を受けた者以外の者が使用したとき。
- (10) 乗車開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (11) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、旅客が偽造した乗車券を使用した場合に準用する。

（敬老乗車証の無効及び回収）

第64条の2 次の各号の一に該当するとき

は、当該敬老乗車証を無効とし、回収する。

- (1) 資格を偽って敬老乗車証の発行を受けたとき。
- (2) 敬老乗車証を改ざん使用したとき。
- (3) 他人の敬老乗車証を使用したとき。
- (4) 敬老乗車証の使用資格を失ったのちに敬老乗車証を使用したとき。
- (5) 有効期間満了後の敬老乗車証を使用したとき。

- (6) その他敬老乗車証を不正手段により使用したとき。
(割増運賃等の収受)

第65条 (略)

2 乗車券を所持する旅客が第64条第1項第7号から第9号までに該当する場合は、不正乗車の回数を1回とみなす。この場合において、当該旅客からその乗車区間に係る片道普通券による旅客運賃を条例第16条に規定する相当運賃とみなして当該相当運賃及びこれと同額の割増運賃を併せて収受する。

3 乗車券を所持する旅客が第64条第1項第10号に該当する場合は、当該旅客から不正乗車1回につき、第2項に規定する運賃を収受する。

は、当該敬老乗車証又は敬老乗車券（以下「敬老乗車証等」という。）を無効とし、回収する。

- (1) 資格を偽って敬老乗車証等の発行を受けたとき。
- (2) 敬老乗車証等を改ざん使用したとき。
- (3) 他人の敬老乗車証等を使用したとき。
- (4) 敬老乗車証等の使用資格を失ったのちに敬老乗車証等を使用したとき。
- (5) 有効期間満了後の敬老乗車証を使用したとき。

- (6) 一度使用した敬老乗車券を使用したとき。

- (7) その他敬老乗車証等を不正手段により使用したとき。
(割増運賃等の収受)

第65条 (略)

2 乗車券（敬老乗車券を除く。）を所持する旅客が第64条第1項第7号から第9号までに該当する場合は、不正乗車の回数を1回とみなす。この場合において、当該旅客からその乗車区間に係る片道普通券による旅客運賃を条例第16条に規定する相当運賃とみなして当該相当運賃及びこれと同額の割増運賃を併せて収受する。

3 乗車券（敬老乗車券を除く。）を所持する旅客が第64条第1項第10号に該当する場合又は敬老乗車券を所持する旅客が前条に該当する場合は、当該旅客から不正乗車1回につき、第2項に規定する運賃を収

4 敬老乗車証を所持する旅客が、前条に該当する場合は、当該旅客から不正乗車1回につき、第8条第1項第1号に規定する片道普通券の大人旅客運賃の額と京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第25条第2項に規定する3区の大人普通旅客運賃の額との合計額の4倍に相当する額及びこれと同額の割増運賃を収受する。

5 乗車券を所持する旅客が第64条第1項各号の2以上に該当する場合において、第1項から第3項までの規定の適用が2項以上に重複するときは、収受することとなる条例第16条に規定する相当運賃及びこれと同額の割増運賃が最大となる項の規定によるものとする。

6 旅客が偽造した乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

別表第1(第2条関係)

- (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 調整系統
- (中略)

受する。

4 敬老乗車証を所持する旅客が、前条に該当する場合は、当該旅客から不正乗車1回につき、第8条第1項第1号に規定する片道普通券の大人旅客運賃の額と京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程第25条第2項に規定する3区の大人普通旅客運賃の額との合計額の4倍に相当する額及びこれと同額の割増運賃を収受する。

5 乗車券(敬老乗車券を除く。)を所持する旅客が第64条第1項各号の2以上に該当する場合において、第1項から第3項までの規定の適用が2項以上に重複するときは、収受することとなる条例第16条に規定する相当運賃及びこれと同額の割増運賃が最大となる項の規定によるものとする。

6 旅客が偽造した乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

別表第1(第2条関係)

- (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 調整系統
- (中略)

| 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | 系統番号 | 区間 | 主な経由地 |
|------|-----------------|--------------------------------|------|-----------------|---|
| 8 1 | 横大路車庫前～ 京都駅前 | 中書島、棒鼻、 <u>塩小路高倉</u> | 8 1 | 横大路車庫前～ 京都駅前 | 中書島、棒鼻、 <u>塩小路高倉</u> ・ <u>京都市立芸術大学前</u> |
| 特8 1 | 横大路車庫前～ 京都駅前 | 中書島、棒鼻、竹田 駅東口、 <u>塩小路高倉</u> | 特8 1 | 横大路車庫前～ 京都駅前 | 中書島、棒鼻、竹田 駅東口、 <u>塩小路高倉</u> ・ <u>京都市立芸術大学前</u> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)